

(12) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

出資対象事業持分の名称		
出資対象事業の内容	(商品分類)	(内容)
出資対象事業持分の種別		
設定年月日		
業務の種別	私募・運用の別	届出の種別
私募の期間		
出資金払込口座の所在地		
資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	適格機関投資家	名
	うち個人	名
	適格機関投資家以外の者	名
	うち個人	名
	合 計	名
主な出資者の種別	種別	出資割合
	1	%
	2	%
	3	%
適格機関投資家の出資額及び出資割合	出資額	円
	出資割合	%

適格機関投資家の状況	1	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2 第1項第1号に規定する金額	円
	2	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2 第1項第1号に規定する金額	円
	3	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2 第1項第1号に規定する金額	円
	4	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2 第1項第1号に規定する金額	円
	5	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2 第1項第1号に規定する金額	円
	6	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2 第1項第1号に規定する金額	円
	7	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2 第1項第1号に規定する金額	円
	8	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2 第1項第1号に規定する金額	円
	9	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2 第1項第1号に規定する金額	円
	10	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2 第1項第1号に規定する金額	円



総出資額	百万円 (百万円)		
純資産額	百万円		
純資産額（1年前）	百万円		
総資産額	百万円		
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額
	%	百万円	百万円
想定配当等利回り	%		
解約額	百万円	口	名
償還額	百万円	口	名
第233条の3各号に掲げる者を相手方とする場合	第233条の3各号に掲げる者の有無		
	借入又は債務保証の有無		
	監査の状況	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	
		監査の内容	
	第239条の2第1項第10号に規定する報告の状況		

(注意事項)

1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業の内容」、「出資対象事業持分の種別」、「業務の種別」、「出資者の状況」、「主な出資者の種別」、「適格機関投資家の出資額及び出資割合」、「適格機関投資家の状況」、「適格機関投資家以外の者の状況」、「先物取引の状況」、「主な投資対象資産」、「投資対象地域」、「総出資額」、「純資産額」、「純資産額（1年前）」及び「総資産額」の欄を記載すれば足りる。

当期において私募の実績がなくとも、過去に私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と適格機関投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあっては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあっては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5 「私募・運用の別」の欄には、当期において法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行った場合は「私募」と、当期末時点において同項第2号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と、双方に該当する場合は「私募・運用」と記載すること。

6 「届出の種別」の欄には、当該ファンドに関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則48条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第2条第1項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧63条」と、同法による改正後の金融商品取引法第63条第1項第1号又は第2号に掲げる行為に係る業務である場合は「63条」と記載すること。

7 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

8 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

9 「主な出資者の種別」の欄には、「国・地方公共団体等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位3位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。

なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（12において同じ。）。

「国・地方公共団体等」

令第17条の12第1項第1号若しくは第3号に掲げる者又は第233条の2第4項第1号に掲げる者をいう。

「金融商品取引業者等」

令第17条の12第1項第4号若しくは第5号又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下9及び11において「定義府令」という。）第10条第1項第1号若しくは第2号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

令第17条の12第1項第2号若しくは第12号に掲げる者又は第233条の2第4項第2号に掲げる者又は定義府令第10条第1項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号若しくは第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法

律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

令第17条の12第1項第7号から第11号までに掲げる者又は第233条の2第1項第2号、第4項第4号イ、第5号、第6号若しくは第8号に掲げる者（同条第1項第2号に掲げる者にあっては、親会社等に限る。）又は定義府令第10条第1項第20号、第23号イ若しくは第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあっては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第16条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下9において同じ。）に限る。）をいう。

「個人」

第233条の2第1項第1号若しくは第3項第1号に掲げる者（居住者に限る。）又は定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国法人又は外国人等」

令第17条の12第1項第13号に掲げる者又は第233条の2第1項第1号、第3項第1号、第2号、第4項第3号若しくは第4号ロ、第7号に掲げる者（同条第1項第1号又は第3項第1号に掲げる者にあっては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下9において同じ。）に限り、第233条の2第3項第2号又は第4号ロに掲げる者にあっては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）又は定義府令第10条第1項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ若しくは第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ又は第24号イに掲げる者にあっては非居住者に限り、第23号ロ又は第24号ロに掲げる者にあっては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。

「その他」

上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。

10 「適格機関投資家の出資額及び出資割合」の「出資割合」の欄には、総出資額に占める適格機関投資家の出資額の割合を記載すること。

11 「適格機関投資家の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位10者について記載すること。

「区分」の欄には、各適格機関投資家に関し、定義府令第10条第1項第1号から第27号まで及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社の区分の別について記載すること。「第234条の2第1項第1号に規定する金額」の欄には、適格機関投資家が投資事業有限責任組合である場合に、当該投資事業有限責任組合の組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額から借入金の額を控除した金額を記載すること。

12 「適格機関投資家以外の者の状況」の欄には、適格機関投資家以外の者について、「国・地方公共団体等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」、「密接な関係を有する者」（第233条の2第1項第2号（親会社等を除く。）から第6号に掲げる者（令第17条の12第1項各号（第6号を除く。）のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）、「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」（第233条の3各号に掲げる者（令第17条の12第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）又は「その他」（「密接な関係を有する者」及び「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」を除く。）の種別ごとに、数、出資額及び出資割合を記載すること。また、「出資割合」の欄には、総出資額に占める各種別の出資割合を記載すること。

13 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

14 「先物取引の状況」の欄のうち、「ロング・ポジション」の欄には、先物取引（法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）をいう。以下14において同じ。）の買持ちの持ち高を記載すること。「ショート・ポジション」の欄には、先物取引の売持ちの持ち高を記載すること。

15 「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位3位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。

16 「投資対象地域」の欄には、投資対象資産が存在する地域（日本、北米等）を記載すること。

17 「金融商品取引行為の相手方の状況」の欄には、当期において権利者のために行つた金融商品取引行為のうち、当該ファンドの総出資額の百分の十以上に相当する額である取引について記載すること。

「相手方」の欄には、権利者のために行つた金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていない場合は記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。）を記載すること。

「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行つた金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行つた主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

18 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

19 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。

20 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行つた額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約を行つた分を記載すること。

21 「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行つた額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において償還を行つた分を記載すること。

22 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行つた場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行つてゐる場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。

23 「借入又は債務保証の有無」の欄には、当該ファンドにおいて借入又は債務保証を行つてゐる場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。

24 「監査の内容」の欄には、外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。また、当該ファンドの財務諸表及び監査報告書の写しを添付すること。

25 「第239条の2第1項第10号に規定する報告の状況」の欄には、当期における報告年月日、出資対象事業の運営及び財産の運用状況に関する報告の要旨を簡潔に記載すること。

26 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。